

第5回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和7年5月7日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和7年5月7日（水） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和7年5月7日（水） 午後2時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1 番 山崎富士子	2 番 笠原 勝	3 番 松尾 茂敏	5 番 中川 實美
7 番 前田 辰己	8 番 鶴崎 高幸	9 番 田島 真一	10 番 内田 弘幸
11 番 栄木 正孝	12 番 宮寄 芳守	14 番 小田 伸吾	15 番 小筏 正治
16 番 山崎 正典	17 番 坂本 博	18 番 東 康敬	19 番 林田 剛

(2)欠席者（2名）

6 番 馬場 保 13 番 井出 真吾

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参 事 補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第24号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 日程第6 議案第25号 農地移動適正化あっせん事業の規定によるあっせん委員の指名について
- 日程第7 報告第5号 非農地通知の発出について

午後2時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） それでは、令和7年第5回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。
議事進行上、発言される場合は挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください

い。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定してくださいますようお願いいたします。

本日は、馬場委員、井出委員のほうから欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いします。

○議長（林田 剛君） こんにちは。先週も皆さんお疲れでございました。お集まりいただきましてありがとうございます。立夏も過ぎまして、過ごしやすい日が続いております。この後もそれぞれ頑張っていたいただければと思います。

ただいまから、令和7年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、8番、鶴崎高幸委員、9番、田島真一委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第5号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第21号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号1番から14番までの14件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号1番から4番です。

申請番号1番は、耕作利便のため、買い受ける案件です。

申請番号2番は、所有者が耕作困難なため、無償で譲り受ける案件。

申請番号3番は、耕作できないため、姉から弟へ贈与する案件。

申請番号4番は、親から農業後継者へ贈与する案件。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号1番から4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 鶴崎委員が体調が良くないので、私のほうで発言させていただきます。議席番号１０番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会分は申請番号５番から１２番です。

申請番号５番は、耕作利便のため借り受ける案件。

申請番号６番は、耕作できない所有者から規模拡大のため買い受ける案件。

申請番号７番は、規模拡大のため買い受ける案件。

申請番号８番は、県外在住の所有者から長年借り受けていた農地をそのまま譲り受ける案件。

申請番号９番は、規模拡大のため譲り受ける案件。

申請番号１０番は、所有者の弟から兄が譲り受ける案件。

申請番号１１番は、耕作利便のため、この後、５条申請で出てくる案件の申請地と交換する案件。

申請番号１２番は、耕作利便のため所有者からの要望で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号５番から１２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号１３番から１４番です。

申請番号１３番について、耕作できない所有者からの要望で、使用貸借で借り受ける案件。

申請番号１４番について、この後、５条申請で出てくる案件の残地を農地として購入し、家庭菜園程度から農業を始める案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１３番から１４番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第２１号、申請番号１番から１４番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第22号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号1番から2番の2件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査関係分は、申請番号1番です。

申請番号1番について、申請地は農振白地、宅地等に囲まれた農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は建設資材置場です。20年以上前から資材置場として利用している土地で、追認申請です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号2番です。

申請番号2番について、申請地は農振白地、宅地等に囲まれた農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は畜舎用地です。20年以上前から畜舎用地として利用している土地で、追認申請です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号2番について、ご質疑ありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第22号、申請番号1番から2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第23号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号1番から6番の6件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号1番から5番です。

申請番号1番について、申請地は農振白地、島原鉄道阿母崎駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は、市外から農業後継者として、市内に帰ってくる申請者の一般個人住宅及び農業用倉庫で農家用住宅地としての転用申請です。

申請番号2番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。特に問題はないと思われます。

申請番号3番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は資材置場用地です。先ほどの3条申請の申請番号11番の申請地と交換で取得するということです。双方の利害が一致しての交換で、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号4番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。県外からの移住予定者の申請でもあり、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号5番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないと思われます。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号1番から5番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長から案件についての説明をお願いします。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号 6 番です。

申請番号 6 番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は駐車場用地です。隣接土地に住居がある申請者が、長年駐車場がなく困っていたが、今回申請地の話がまとまり、申請することとなったということです。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 6 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第 23 号、申請番号 1 番から 6 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第 5、議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書 11 ページを御覧ください。

〔議案第 24 号の朗読〕

議案書 12 ページ、整理番号 1 番から、議案書 34 ページ、整理番号 41 番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

続きまして、日程第 6、議案第 25 号、農地移動適正化あっせん事業の規定によるあっせん委員の指名について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書 35 ページを御覧ください。

〔議案第 25 号の朗読〕

議案書 36 ページ、今回、中部関係の案件 2 件が申請されております。今回は中部調査会関係分です。あっせん委員は、議案書にある地番の地元推進委員 2 名を案として掲載しております。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん何かありましたらお願いします。

はい、どうぞ、内田委員。

○委員（１５番 小筏 正治君） あっせん委員となった場合、何をするのか。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○事務局次長（内田 啓輔君） あっせん委員になっていただきますと、あっせんの相手先を探すあっせんの活動をしていただきますけども、それを活動日誌に書いていただいて、それを年度最後にまとめて、日頃の見守り活動とかと一緒に（発言する者あり）あっせんの報酬としては、成功報酬としてはありません。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

○委員（１５番 小筏 正治君） この一番最初じゃなくて、後からどのようなこと、事例方法でも教えてください。

○議長（林田 剛君） 今回、最初のあっせん委員の指名ということで、２件ありますが、一応事務局としては、このように、その地元の推進委員をあっせん委員として、案として、ここに上げていただいて、ここで、総会で、もし適任者がいたら、もんでもらって決定する。このような方式でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、議案第２５号、あっせん委員の指名については……。

○委員（１０番 内田 弘幸君） これは駄目ですと言ったんです。これは、駄目ですと言った。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君） ここに、あっせん委員は、中部調査会の中でも言うたんですけど、あのときも、最初のときにうやむやにやってなって、どけん始まったじゃろうかいうみたいな感じやったんですけど、私はあっせん委員というのは、中部なら中部の調査会があつとやけん、中部の調査会であっせん委員というのは、もう決めてよかつちやないかな、あっせん委員の案を、本当出さんで、そうしてくれろという要望は出したんだけど、あのとき、中部調査会はどういうふうになったんじゃろ、あんまりはつきりせんやったとばってん、例えば決め方自体が、案やけん、やっぱあっせんの幾つもし出たときに、あっせん委員は、そこの地区やけんと、本当に事務局のほうで振り分けが、１人のところに幾つもある可能性も出てくるとけど、その前にも案としては出さんで、調査会で、あっせん委員は決めるという方向にしたほうがよかと思わないかなと思うんですけど、調査会の中となら、調査会、ここで案を出されて、そこでどうだこうだって、総会で、何も中部のことも分からん話やけん、調査会でもんで上げるべきだと思います。

今回はたまたま中部やけんないけど、よそんなときも、私は、調査会で決めたほうがよかかなって思

うたんですけど、調査会はそげん言うたんですけど、何か調査会の決まったとが、分からんやったけん。ただ、協力は、基本的に、あっせん委員がいれば、あっせんは、協力はするばってん、あっせんがないとですもんね。ほかのもんは。

みんなが協力っていうことで、あっせんがもう全員とあっせんになればよかったりいうことになってしまうけん、1名以上であればですよ。

○議長（林田 剛君） ただいま内田委員から意見が出ましたが、ほかの委員さんどう思われますか。

○委員（18番 東 康敬君） 結局ですよ、これ議案書にもう決まった名前が出ちゃってやないですか、これを出さずに、調査会のほうは、例えば、中部の場合は、中部でもんでくれんで、そこで決めた中を、議案書の中で、ここで発表をして承認をもらうということでしょうか。

○議長（林田 剛君） 事務局のほうから。

○事務局長（高木 謙次君） 事務局からです。

今回、あっせん推進委員の指名というのが、初めての議案ということで、事務局としても、名前を上げるかどうかというのは悩みました。

そういった中で、一旦その農地を承知されとる受け持ちの推進委員さんの名前を上げていたほうが、協議等しやすい、スムーズに行くんじゃないかということで、上げさせていただいております。

ただ、内田さんが言われるように、ほかの、その推進委員さんの地区ばかり売買のあっせんが来て、できなくなったりと、いろいろ考えられますんで、私たちとしては、一旦名前を上げて、協議をしやすいように上げて、調査会の中には推進委員さんも来られていますので、その中で、いや、この人じゃなくて、この人がいいと決めていただければ、この総会の中で、この議案を、訂正をしてから、協議をしていただければというふうに考えて、名前を上げさせていただいているところです。

○議長（林田 剛君） ほかの委員、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） こういう案件は、例えば、あっせん委員になった人は、売りたいという、そういうあっせんを持ち得たい人との人間関係が、この人が来れば、もう絶対俺は駄目だよという、そういう好き嫌いというのも結構出てくるわけです。

やっぱりそこら辺も、加味して（発言する者あり）協力的なことは。やっぱり向き不向きが出てくるというのも、人間関係のなってくる。

○委員（15番 小筏 正治君） それは当然そうです。

○委員（18番 東 康敬君） 調査会の調査会で、そのもんで、この人がやったら、この人がよかじやなかかという意見で、決めていけることじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 一応、候補は出さずに、その担当の調査会で選定をしてもらって、総会で、承認を得ていう形でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、今、言ったように、進めていきたいと思います。

今回は、これで決定ということで、よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、日程第7、報告第5号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書37ページを御覧ください。

〔報告第5号の朗読〕

議案書38ページ、令和6年度非農地通知発出一覧を御覧ください。これは、令和6年度、農地利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判定した農地について、非農地判断を行い、令和7年2月28日付で非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、ただいまの報告について何かありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） これは、令和7年度2月28日付という形で書いてありますけれども、これは農地パトロールで赤判定が出た分だけなんですか。

○議長（林田 剛君） 事務局、お願いします。

○事務局次長（内田 啓輔君） そのとおりです。赤判定が出た分を発出しております。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年5月 7日

議 長

署名委員

署名委員